市外から転入し住宅を取得した方対象

栃木市とちぎで暮らそIJU 支援補助金

※申請書類提出までにアンケートの入力をお願いします。

1.対象者（次のすべてを満たす方）

① 栃木市に5年以上定住することを誓約した方
② 市税を滞納していない方
③ 暴力団員でない方
④ 市外から栃木市へ移住した方（転入の直前に連続して1年以上市外に住所を有した方）
※栃木市に移住し、2年以内に住宅を新築・購入して新住所へ異動した方を含みます。
⑤ 自治会へ加入した方
⑥ 移住者として栃木市のアンケート、広報等に協力して頂ける方

2.対象住宅（次のすべてを満たす住宅）

① **令和5年4月1日から令和8年3月31日まで**の契約で取得（新築・購入）した住宅
② 所在地が市内である住宅。ただし、**市街化調整区域又は西方都市計画区域の用途地域以外の地域**においては、三世代が同居または近居（直線距離1km以内）するための住宅であること。

3.補助金額

区分	市街化区域に住宅を取得した方（西方地域は用途地域）	市街化調整区域に住宅を取得した方（西方地域は用途地域以外の地域）
基本額	新築住宅：30万円 中古住宅：10万円	新築住宅：20万円 中古住宅：10万円
あるが嬉しい加算（各5万円）	・居住誘導区域加算 ・子ども加算 ・東京圏移住加算 ・県外からのUターン又は孫ターン加算 ・三世代同居世帯加算 ・新規就農者加算	・子ども加算 ・東京圏移住加算 ・県外からのUターン又は孫ターン加算 ・三世代同居世帯加算 ・新規就農者加算

提出書類は裏面を確認してください。

移住に関するお悩み事はこちら！
移住定住支援コーディネーターに
お気軽にご相談ください♪

申請期限 令和9年3月31日まで

お問い合わせ 栃木市役所 地域政策課 地域政策係 TEL 0282(21)2453

申請書類提出までにアンケートの入力をお願いします。

4.提出書類

① 補助金等交付申請書
② 補助金申請に関する誓約書及び同意書
③ 世帯全員が記載されている住民票(続柄記載のもの・原本)
※市街化調整区域(西方地域は用途地域以外の地域)の方は、三世代が確認できる住民票
※本庁の市民生活課または各総合支所地域づくり推進課で取得してください。
④ 住宅の建築工事請負契約書または売買契約書のコピー
(契約日が**令和5年4月1日から令和8年3月31日であること**)
⑤ 用途地域及び対象住宅であることが確認できる書類のコピー
・注文住宅:建築確認申請書(第一面と第三面)
・建売住宅、中古住宅:売買契約時の重要事項説明書(用途地域の欄がある部分まで)
⑥ 建物の登記事項証明書のコピー
※所有権保存登記完了後、法務局で取得してください。
⑦ 転入前1年間の住所が確認できる書類(次のいずれかの書類)
・転入前の住民票または住民票の除票 ※転入前に住所を有していた自治体の担当課で取得
・戸籍の附票 ※本籍地の戸籍担当課(転入前より本籍地が栃木市の場合は栃木市で取得)
⑧ 自治会に加入したことが確認できる書類
・自治会加入証明書(自治会長に証明を依頼)
・自治会費を納めた領収書のコピー
⑨ 補助金等交付請求書
⑩ 市街化調整区域(西方地域は用途地域以外の地域)に住宅を取得した方で、近居の場合は既存住宅と取得した住宅の距離が分かる書類(直線距離1km以内)

※ ①②⑨の書類は、取得した住宅が共有名義の場合、連名で記入してください。

【あるが嬉しい加算の提出書類】

項目	条件	提出書類
居住誘導区域加算	栃木市立地適正化計画に基づく、居住を誘導する区域に住宅を取得された方 居住誘導区域を調べるのはコチラ⇒	なし
子ども加算	申請時、世帯に18歳未満の子どもがいること	なし
東京圏移住加算	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県から移住した方 (住民票の従前住所が上記都県であること)	なし
県外からのUターン又は孫ターン加算	Uターンは、進学・就職等により栃木市から他の地域へ移住した後、再び県外から栃木市へ移住した方	Uターン証明書
	孫ターンは、栃木市に居住したことがなく、かつ栃木市内に祖父母が住所を有している方で、県外から栃木市へ移住した方	孫ターン証明書
三世代同居世帯加算	親、子および孫の三世代が同一の住宅に居住している同一の世帯であること	なし
新規就農者加算	栃木市内で新規に農業に従事する方	新規就農に係る届出

※提出書類が複数ありますので、申請をご検討の方は、一度地域政策課地域政策係へお問合せください。